障害児等保育の事業展開について

資料 2(別紙 2)

事業対象：保育を必要とする医療的ケアが必要な子どもや重度の障害がある子ども　６０名程度（想定）

Ⅰ「重症心身障害児施設（保育型）（児童発達支援）」の開設支援の実施

重症心身障害児施設は区内に２施設(定員１０名)しかなく、現在も定員に空きのない状況である。居宅訪問型保育を実施する上で連携施設となる重症心身障害児施設の確保が課題であるため、東京都補助事業が適用されない開設前家賃と職員研修費を新規開設経費として補助を新設する。

平成２８年度～平成３２年度
新規２施設整備
【１施設につき】
重症心身障害児定員５名
以外の医ケア児定員１０名

Ⅳ保育園での医療的ケアの実施

平成２９年度以降の保育需要量見込みを鑑みて、平成３０年度から保育待機児童の緊急対応の受入拡大枠を見直し、集団保育が可能な子どもについて、指定園(各地域１園)で各１名の受入を行う。
指定園には、看護師を複数配置し、可能な範囲での医療的ケアを実施する。

平成３０年度
　烏山地域保育園　　１園
平成３１年度
　世田谷地域拠点保育園　１園
　　（平成３０年度竣工）
　北沢地域保育園　　１園
　　（平成３０年度竣工）
　砧地域拠点保育園　　１園
　　（平成３０年度竣工）
平成３２年度以降
　玉川地域保育園　　１園

連携

個別・専門的支援

集団保育への適応のための個別支援(アウトリーチ)

障害児相談支援
〔児童福祉法〕
利用計画の作成
障害児利用援助

重症心身障害児施設
児童発達支援事業【併設】
（保育型）（児童発達支援）
〔児童福祉法〕
保育所等訪問支援
療育の実施
医療的ケアの提供

医療機関

連携

想定される医療的ケア
・気管切開等による喀痰吸引
・経管栄養
（留置チューブ・胃ろう）
・導尿　　等

相談

医療的ケアが必要な子ども

重度の障害がある子ども

個々の障害や疾病等の状況の把握を十分に行った上で、子どもの状況に適した保育を利用する

区への申込み

適切な専門的支援
(連携施設)

療育への送迎

保育園
〔子ども・子育て支援新制度
保育の提供
医療的ケアの提供

医療的ケア等が必要ではあるが集団保育が可能な子ども

医療的ケア等が必要で、かつ集団保育が困難な子ども

交流保育への同行
(連携施設としての集団保育の場)

適切な専門的支援(連携施設)

技術支援

居宅訪問型保育
〔子ども・子育て支援新制度
保育の提供
医療的ケアの提供

連携

訪問看護ステーション
医療的ケアの提供

世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の改正（平成２８年第１回定例区議会で提案予定）
　居宅訪問型保育事業の事業者及び従事職員の要件を改正

Ⅲ「内定前相談」と「障害児等保育実施会議」の実施

入園時における障害のある子どもの状況の把握を十分に行うため、専門職による「内定前相談」と集団保育や「居宅訪問型保育」の適否、受入に向けた合理的配慮についての区への意見や助言を行うための「障害児等保育実施会議」を実施する。

Ⅱ「居宅訪問型保育」の実施

医療的ケア等の特別な配慮が必要で、かつ集団保育が困難な子どもに対し、「重症心身障害児施設（主に重症心身障害児を対象にした児童発達支援）」等と連携しながら、「居宅訪問型保育」を実施する。